

遺骨帰還事業における厚生労働省・防衛省間の細部事項の確認について

1 輸送支援

航空機及び艦艇による輸送支援は、部隊運用との整合を図りつつ、効率的な計画により実施する。

2 陸上自衛官による不発弾処理・ガス探知、重機支援

① 不発弾処理及びガス探知に関する隊員の支援は、当該作業を専門とする隊員を通年で確保するため、各々、月15日間、2名を限度とする。また、不発弾処理に関する隊員は、必要に応じ不発弾等の爆破処分を行う。

② 重機支援については、契約に基づく委託業者の作業内容と重複しないよう、遺骨収容作業に係る支援を実施する。

3 遺骨収容作業

① 現地部隊の隊員による遺骨収容作業に係る協力を実施する際には、現地部隊指揮官と現地厚生労働省職員との間で作業日の前日までに十分調整する。

② 遺骨収容作業で生じた廃棄物の処分は、厚生労働省が、定期運航による艦艇を活用し、島外へ搬出した上で実施する。

なお、島内における廃棄物の仮置きについては、現地部隊と調整した後、その指示に従う。

③ 遺骨収容作業の記録に必要な写真を撮影する際は、自衛隊施設が写らないように配慮する。ただし、やむを得ず自衛隊施設が写り込んだ場合は、防衛省に撮影した写真の確認を受けることとする。

4 ボランティア・請負業者

厚生労働省は、ボランティア等の参加者に対し、責任をもって、在島時における遵守事項を周知した上で、事前に当該遵守事項を履行する旨の誓約書の提出を当該参加者（日本遺族会、硫黄島協会及び旧島民の会のメンバーを除く）へ求めるとともに、在島中の必要な監督を行う。

5 施設の提供

厚生労働省は、予め防衛省から承認を受けて提供された施設以外の施設の使用が必要になった場合には、その都度、改めて防衛省へ当該施設の使用に必要な申請手続きを行う。

6 その他

- ① 厚生労働省は、追悼式場の設営や自衛隊の施設区域外で必要となる環境整備(除草等)を行う。
- ② 厚生労働省及び防衛省は、硫黄島在島時における不測の事態への対応、有償支援及び喫食に関する事務処理要領を作成する。
- ③ 厚生労働省及び防衛省は、必要に応じ両省の了解のもと本細部事項の確認を見直すことができる。

平成25年2月25日

厚生労働省	社会・援護局援護企画課外事室長	山口 昌巳
防 衛 省	大臣官房文書課情報公開検査官	瀨瀬 親典